

令和5年度高梁市シティープロモーション推進委託業務に係る

公募型プロポーザル実施要領

令和5年7月

高 梁 市

令和5年度高梁市シティプロモーション推進委託業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本業務は、令和4年3月に策定した「高梁市シティプロモーション戦略」に基づき、本市の魅力やイメージを統一性・一貫性を持って戦略的に市内外に発信し、市民には愛着と誇りの醸成、市外の方には本市の認知度及びイメージの向上を図ることで、「交流・関係人口の拡大」、「移住・定住の促進」につなげることを目的としている。

本業務を効果的に遂行するため、業務全般に関して高い専門性と豊富な経験を有する事業者が業務委託することとし、委託事業者を選定するための公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和5年度高梁市シティプロモーション推進委託業務

(2) 業務内容

別紙「令和5年度高梁市シティプロモーション推進委託業務 仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

(4) 委託上限額

5,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する単独企業とする。

- (1) 本業務を行う体制を有し、過去に同種又は類似業務について、地方自治体又は民間企業での業務実績があること。（参加申込書等提出時に業務体制表（様式第4号）及び類似業務実績書（様式第5号）を提出すること）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 高梁市から入札参加停止措置を現に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 実施年度において、高梁市の令和5年度役務・業務競争入札参加資格者名簿に登録がない者は、次に掲げる書類を参加申込書等提出時に提出すること。

- ア. 登記事項証明書
- イ. 財務諸表（決算書等）
- ウ. 直近年度の国税及び地方税すべての納税証明書（未納税額がないことを確認できるもの）
- エ. 高梁市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第6号）

5. スケジュール

公告日（実施要領等公開）	令和5年7月18日（火）
質問書の提出期限	令和5年7月25日（火）
質問回答（ホームページ）	令和5年7月31日（月）
参加申込書等の提出期限	令和5年8月 3日（木）
参加資格審査結果の通知	令和5年8月 8日（火）
企画提案書等の提出期限	令和5年8月25日（金）
プロポーザル審査会	令和5年8月30日（水） 予定
審査結果通知	令和5年9月 4日（月） 予定

6. 質疑・応答

（1）提出方法

別添の質問書（様式第1号）により、電子メールにて提出すること。

※電子メール送信後（質問書提出後）、必ず電話で電子メールを送信した旨の連絡を行い、提出先への着信を確認すること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

（2）提出期限

令和5年7月25日（火）17時まで（必着）

（3）提出先

高梁市秘書企画課（後記13参照）

（4）回答方法

高梁市ホームページへ掲載（令和5年7月31日（月） 予定）

なお、質問内容によっては回答できない場合がある。

7. 参加申込手続

（1）提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、令和5年度高梁市シティプロモーション推進委託業務仕様書及び高梁市財務規則（平成16年高梁市規則第44号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ①参加申込書（様式第2号）・同添付書類
- ②会社概要書（様式第3号）・同添付書類
- ③業務体制表（様式第4号）
- ④類似業務実績書（様式第5号）

（2）提出部数

正本1部

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

※1 持参の場合の受付時間は、平日の8時30分から17時までとする。

※2 郵便の場合は、提出期限必着とする。なお、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により書類が提出先に到達しなかったことによる異議については、申し立てることはできない。

(4) 提出期限

令和5年8月3日(木) 17時まで(必着)

(5) 提出先

高梁市秘書企画課(後記13参照)

(6) 参加資格審査結果の通知

提出書類について審査の上、令和5年8月8日(火)以降、本プロポーザルの参加資格審査結果(参加資格の有無)について、参加申込みのあった全ての者に個別に電子メールで通知する。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

①企画提案書(様式第7号)

②見積書(様式第8号)

※ 企画提案書は、A4版縦、横書き、左綴じで作成し、30ページ以内とする。ただし、スケジュール等資料の作成上A3版を利用した方が分かりやすい場合は、A3版の利用も可とする。

(2) 提出部数

6部(正本1部、副本5部)

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

※1 持参の場合の受付時間は、平日の8時30分から17時までとする。

※2 郵便の場合は、提出期限必着とする。なお、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により書類が提出先に到達しなかったことによる異議については、申し立てることはできない。

(4) 提出期限

令和5年8月25日(金) 17時まで(必着)

(5) 提出先

高梁市秘書企画課(後記13参照)

(6) その他

①提出された企画提案書等は返却しない。

②本企画提案に係る提出物は、採用提案を除いて本事業の審査以外では使用しない。

③提出後の資料の追加及び修正は認めない。

④参加申込書を提出後に辞退する場合には、参加辞退届出書(様式第9号)を提出すること。

9. ヒアリング審査の開催・選定

(1) 日時

令和5年8月30日（水）予定（詳細については、別途参加者に通知する。）

(2) 実施場所

高梁市役所内

(3) 所要時間

1 提案者につき40分以内（説明30分以内、質疑応答残時間）

(4) 出席者

審査会への出席者は、3人以内とする。

(5) その他

①説明用機材について、モニター（HDMI端子接続）は本市で用意するが、パソコン等の機材については、各提案者が用意するものとする。

②説明は事前に提出された企画提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

10. 選定方針等

(1) 選定方針

審査は市が設置する「高梁市シティプロモーション推進委託業務に係る公募型プロポーザル審査委員会」が行う。複数の審査員が下記の評価基準及び配点に基づき、提出書類及びヒアリング内容を総合的に評価して、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

(2) 評価基準（配点：合計100点）

①業務遂行能力（書類）（20点）

組織体制、事業実績等について評価

②業務の理解度（10点）

本業務の目的、必要性等に十分理解があり、提案の基本的考え方及び取組方針の妥当性について評価

③提案内容（60点）

提案内容について、以下の視点で評価

- ・本市の認知度やイメージの向上、シビックプライドの醸成を図るものとして魅力的かつ効果的のものであり、本業務の目的を達成することができるものとなっているか。
- ・企画に独創性があり、新たな視点で捉えた魅力的・効果的な企画となっているか。
- ・各種広報媒体を活用した効果的・効率的な情報発信につながる企画となっているか。
- ・本市のブランドメッセージのコンセプトを理解し、魅力的で訴求力の高い企画となっているか。

④見積額（10点）

業務内容に見合った適切な経費であるかについて評価

(3) 選定結果

審査会の審査結果は、すべての参加者に書面により通知する。

11. 委託契約の締結

(1) 上記10において選定された交渉権者と交渉を行い、委託候補者を選定する。優先交渉権者と

の契約交渉の結果、内容について合意に至った場合は、委託候補者と契約手続きを行う。なお、提案見積書の金額から契約額が変更となる場合がある。また、契約額の変更の有無に関わらず再度見積書を徴収する。ただし、委託候補者が指名停止等の措置要件に該当することとなった場合は、契約の締結を行わないことがある。

優先交渉権者と契約に関して合意に至らなかった場合は、次点交渉権者との間で、上記と同様の手続きを経たうえで、契約を締結する。

1 2. その他

- (1) 本プロポーザルの参加に必要な経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書が次の条件の一つに該当する場合には、審査対象から除外する。
 - ① 定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
 - ② 虚偽の内容が記載されている場合
 - ③ 関係者に関する工作等不正な活動を行ったと認められる場合
 - ④ ヒアリングに遅刻・欠席した場合（やむを得ないと認められる理由がある場合を除く）
 - ⑤ その他、審査会において不相当と認められた場合
- (3) 選定結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (4) 見積金額が著しく低い場合や、公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不相当と認められる場合は、当該提案者から説明を求めることがある。
- (5) 本業務を委託する相手方の決定は、委託候補者を対象として市の内部手続きを経た上で決定されるもので、選定結果をもって本業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (6) 参加申込が1業者のとき、又は企画提案書の提出が1業者のみであった場合でも、ヒアリング審査を実施し、評価基準に沿って企画提案内容の審査及び評価を行う。

1 3. 担当課・問い合わせ先

高梁市秘書企画課

〒716-8501 岡山県高梁市松原通2043

TEL : 0866-21-0208 FAX : 0866-21-0261

E-mail : hisyo@city.takahashi.lg.jp

(担当 : 宮田)